



宮監公表第 48 号
平成 31 年 3 月 25 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 谷 欣 也
荒 木 敏 一
星 山 健 一
近 藤 慶 子



平成30年度行政監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく行政監査の結果を次のとおり公表します。

平成 30 年度

行政監査報告書

自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可等
について

宮崎市監査委員

目 次

第1 監査の種類	1
第2 監査のテーマと目的	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第3 監査の実施概要	1
1 監査の実施時期	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施手続き	2
第4 監査意見	3
1 自動販売機の管理状況について	3
2 自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の実施状況について	5
3 まとめ	6
第5 自動販売機の概要	7
1 自動販売機の設置状況	7
第6 監査資料	9
1 自動販売機の管理状況について	9
2 自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の実施状況について	15
参考資料	17

〔凡例〕

- 1 「行政財産の目的外使用許可等」とは、宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可、宮崎市中央卸売市場業務条例による許可、宮崎市都市公園条例による許可をいう。
- 2 文中及び表中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。従って、比率の合計と内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可等について

2 監査の目的

定期監査では、行政財産の目的外使用許可等に関して、その事務手続について監査を行い、使用許可の事務処理遅れ、使用料の算定誤りなど毎年度指摘・指導を行ってきた。

許可内容を用途別にみると、電柱・電話柱、自動販売機、事務所、駐車場など多岐にわたっているが、特に自動販売機については、取扱い件数が多く、事務取扱いに関する研修や周知が図られているにもかかわらず、非営利団体・非営利団体以外に区別して行う使用料算定や、電気料の徴収など、その事務の特異性もあり事務処理誤りが多く見受けられる。

のことから今回の行政監査においては、自動販売機に関する行政財産の目的外使用許可等に係る事務取扱いを取り上げ、事務手続きや使用料の算定等が法令等に即して適正に行われているか、事務主管課による研修・指導が適切に実施されているか等について検証し、今後の適正かつ効率的な事務の執行に寄与することを目的として監査を実施するものである。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成30年12月21日から平成31年3月20日まで

2 監査の対象

平成28年度及び平成29年度に自動販売機について行政財産の目的外使用許可等を行っている全ての課（指定管理者が設置許可している自動販売機を含む）及び資産経営課

3 監査の着眼点

監査に当たっては、本市の施設に設置されている自動販売機の設置許可を行っている課等を対象に、次の着眼点に沿って実施する。

（1）自動販売機の行政財産の目的外使用許可等に係る管理状況について

- ①許可内容は適切か。
- ②使用料は条例に基づいて取扱われているか。
- ③光熱水費の徴収は適切か。
- ④施設管理上、適切な許可条件を付しているか。
- ⑤行政財産許可台帳を整備しているか。

（2）自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の状況について

- ①事務取扱いについて、研修の実施、情報の周知が図られているか。

4 監査の実施手続き

- (1) 自動販売機の設置状況等について調査表を用いて実施する。
- (2) 自動販売機の行政財産の目的外使用許可に係る研修等について調査票を用いて実施する。
- (3) 調査の結果より自動販売機の設置・管理状況等を確認し、必要に応じて関係課等に対し聞き取り等を行う。

第4 監査意見

今回の行政監査では、本市の施設に設置されている自動販売機（指定管理業務に係る基本協定に基づく設置を除く）について、行政財産の目的外使用許可等に係る事務手続が適切に行われているか、また、行政財産の目的外使用許可に関する研修等の実施状況等は十分かについて監査を行った。

調査結果については後述するが、改善すべき事項について項目ごとに意見を述べる。

1 自動販売機の管理について

(1) 行政財産の目的外使用許可等の申請について

行政財産の目的外使用許可等の申請については、添付書類として利用計画書、関係図面（位置図、配置図、公図、実測図、平面図）を提出することになっており、概ね適正に処理されていたが、提出させていないものが1台あった。

添付書類は、設置しようとする自動販売機が行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可できるものかを判断する資料としてはもとより、使用料を算定するための重要な資料である。自動販売機設置を新規に許可する際や、毎年度継続して許可する際は、設置許可者として正確な情報により許可を行わせたい。

(2) 使用許可の専決について

自動販売機の設置許可に係る専決状況について、宮崎市中央卸売市場業務条例及び宮崎市都市公園条例に基づいた許可についてはいずれも適正に処理されていた。また、宮崎市公有財産規則に基づいた行政財産の目的外使用許可については、宮崎市事務決裁規程により部長専決事項となっており概ね適正に処理されていたが、課長決裁としているものが1台あった。規程に基づいた適正な事務決裁を行わせたい。

(3) 使用許可書における許可条件の記載について

宮崎市公有財産規則第25条において、行政財産の目的外の使用許可をしたときは、許可書に当該条項に定める条件を付すべきところ、損害賠償について記載をせず使用を許可しているものが2台あった。許可書には、規定された条件を付し適切な財産管理を行わせたい。

また、宮崎市都市公園条例により設置許可している自動販売機において、電気料を徴収しているにもかかわらず、許可条件に光熱水費の負担を記載していないものが24台見受けられた。適正な事務処理を行うため、必要な許可条件を記載されたい。

(4) 設置に係る使用料の調定について

新規に設置許可された自動販売機の使用料の調定については、宮崎市財務規則により年度当初から設置するものは4月1日、年度途中から設置するものは許可日とすべきところ、平成29年度の調定日を見ると年度当初設置のもので4月3日としていたものが2台、年度途中設置のもので許可日より前の日としていたものが2台あった。規則に則った調定事務を行わせたい。

また、年度をまたいで年間使用を継続させる自動販売機の使用料の調定日については、宮崎市財務規則により4月1日とすべきところ、平成29年度の調定日を見ると4月3

日としていたものが 145 台、4 月 4 日以降としていたものが 33 台あった。規則に則った調定事務を行われたい。

(5) 使用料の納期限設定について

新規に設置許可された自動販売機の使用料については、宮崎市行政財産使用料条例により使用を開始する日までに徴収すべきところ、平成 29 年度に新規に設置許可された自動販売機 23 台全てについて使用開始後の日を納期限とし使用料を徴収していた。条例に則った納期限を設定し使用料を徴収されたい。

また、継続設置の自動販売機の使用料の納期限については、「市長が特別の理由があると認めるときの行政財産使用料の納期限について」（平成 27 年 3 月 20 日伺定）において、『年度をまたいで年間使用を継続させる場合、使用年度の会計年度の 4 月 30 日とする。ただし、指定すべき日が休日等に当たるときは、その翌日（当該日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。）とする』と規定されている。これにより、平成 29 年度は 5 月 1 日とすべきところ、4 月 30 日以前の日としていたものが 15 台、5 月 2 日としていたものが 2 台あった。内部規程に則った納期限を設定されたい。

(6) 使用料の納付時期について

使用料の納付時期については、宮崎市行政財産使用料条例及び「市長が特別の理由があると認めるときの行政財産使用料の納期限について」（平成 27 年 3 月 20 日伺定）に定める納期限までに納付すべきところ、納期限から 1 か月以内に納付されたものが 64 台、納期限から 2 か月以内に納付されたものが 4 台、納期限から 3 か月以内に納付されたものが 3 台という状況であった。

使用料が納期限までに納付されていない場合は、遅滞なく納付されるよう適切な事務処理に努められたい。

(7) 売上額に係る使用料の調定について

非営利団体以外が設置した自動販売機の使用料については、許可時の使用料に加え、使用期間終了後に使用期間に係る売上額に、飲料水の販売は 100 分の 10 を、他の物品の販売は 100 分の 5 を乗じて得た額が、許可時の使用料を上回る場合は、その差額を徴収することになっている。この場合の使用料の調定日は、「自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について」（平成 27 年 3 月 20 日伺定）により、使用期間終了後に徴収することから 3 月 31 日とすべきところ、平成 29 年度は 3 月 30 日を調定日としているものが 50 台あった。内部規程に則った調定事務を行われたい。

(8) 自動販売機の電気料徴収に係る調定頻度について

自動販売機設置に伴い発生する電気料の徴収については、「行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準」（平成 16 年 10 月 8 日伺定）により、『本市が料金を支払う月を請求月とする』と定めていることから、電気料は毎月調定すべきところ、毎月調定していないものが 1 台あった。内部規程に則った調定事務を行われたい。

(9) 付加機能付自動販売機の設置について

今回の監査において、自動販売機に付加機能があるものが 54 台確認できた。その内訳は、災害時無償提供機能付が 52 台、AED（自動体外式除細動器）付が 1 台、災害時無償提供機能及び AED 付が 1 台であった。全国的には、災害時の対応をはじめ、多くの方が利用しやすいユニバーサルデザイン対応の自動販売機など、多様な機能を付加したもののが見られる。本市においても、飲料水等の提供に加え、施設の特性に応じて求められる自動販売機の役割も十分研究されたい。

(10) 自動販売機の設置許可方法について

今回の監査において、公募により自動販売機の設置を行っているものが 34 台見受けられた。公募条件には、①災害発生時に被災者へ無料で提供することができる飲料用の災害対応型自動販売機とする、②設置期間は 3 年間とし、行政財産目的外使用の許可行為は毎年度行う、などが付されているものがあった。また申込者が複数の場合は、くじ引きにより決定している。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定され、地方財務実務提要には「行政財産の目的外使用は、使用申請のあった者に対する管理機関の裁量による許可処分に基づくものであり、私法上の貸付契約に基づくものではないことから、公募による方法はとれないものと解されます。」と記載されている。

一方、平成 18 年の地方自治法の一部改正により、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号において「行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分」を貸付けることができる旨規定している。

行政財産の目的外使用許可は、許可処分による裁量行為であり、公募による方法はとれないことから、公募による場合は賃貸借契約とするなど適切に処理されたい。

2 自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の実施について

公有財産を所管する資産経営課においては、規則等改正に伴う庁内への周知は隨時行われており、説明会等の実施状況については、例年 4 月に実施される庶務担当者実務研修会で公有財産についての説明を行い、平成 30 年 5 月には公有財産取扱事務説明会を実施し、自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る事務手続き等について説明を行っている。

しかし、今回の監査では、使用料の調定、納期限の設定等について、規程等に沿っていないものが複数見受けられた。これらの事務処理誤りは、例年定期監査においても見受けられているものである。自動販売機の行政財産目的外使用許可に関する事務は、年度末から翌年度初めにかけて行われているため、事務が集中する時期を避けて研修を実施するなど、事務処理誤りの削減につながるよう研修のあり方を検討されたい。

3 まとめ

本市における自動販売機の設置状況は、職員の福利厚生や施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として 370 台設置されている。また、指定管理者が基本協定書に基づき当該施設に設置している自動販売機も 33 台あり、本市全体では合計 403 台の自動販売機が設置されている。

自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可するものであり、使用許可等の申請にあたって提出される添付書類を精査した上で、条例・規則等に則って取扱われるものであることを十分認識して事務を行われたい。

今回の監査では、公募により設置した自動販売機について、行政財産の目的外使用により設置許可を行っているものが見受けられた。自動販売機の設置にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく公募による行政財産の貸付けを行うか、同条第 7 項に基づく行政財産の目的外使用による許可を行うかを十分検討したうえで、適切な事務執行を行われたい。

設置許可の専決状況について、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用許可に関することは、宮崎市事務決裁規程により部長専決事項と規定されている。一方、宮崎市都市公園条例による使用許可は、同規程により都市公園の一時使用及び占用許可に関することは他課の所管に係るものを除き公園緑地課長の専決事項となっているが、公園緑地課所管以外については部長専決とされている。同様な行政処分であるにもかかわらず専決者の職位が異なることは、事務取扱いの混乱を招きかねないことから、責任と権限に基づいた専決区分について検討されたい。

公有財産を所管する資産経営課は、全庁的に公有財産取扱事務説明会を実施し、条例等に基づく事務処理について詳細な資料を用いて説明を行っているものの、各課からの個別の問い合わせ事項については全庁的な周知を行っていなかった。今回の監査においても、使用料の調定日や納期限の設定誤り、使用許可に関する専決誤りなど事務処理誤りが散見されていることから、府内 LAN の部門フォルダ内に各課からの問い合わせ事項を含めて掲載するなど、自動販売機の行政財産目的外使用許可に関する事務手続の情報を全庁的に共有し、各課が適切に事務処理を行えるよう努められたい。

第5 自動販売機の概要

1 自動販売機の設置状況

(1) 設置許可根拠法令別、部局別設置状況

平成29年度末現在、本市の施設に設置されている自動販売機は、123の施設に403台で、設置許可の根拠法令は、宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可によるものが192台(47.6%)、他の条例(宮崎市中央卸売市場業務条例及び宮崎市都市公園条例)によるものが178台(44.2%)、指定管理業務に係る基本協定に基づく設置が33台(8.2%)である。

設置台数が多い部局は、観光商工部が129台(32.0%)、都市整備部が72台(17.9%)、農政部が66台(16.4%)、地域振興部が45台(11.2%)の順となっており、4部局で全体の77.4%を占めている。また、これらの部局内で設置台数が多い課は、観光商工部ではスポーツランド推進課が113台、都市整備部では公園緑地課が72台、農政部では市場課が63台、地域振興部では地域コミュニティ課及び文化・市民活動課が17台である。

平成30年3月31日現在

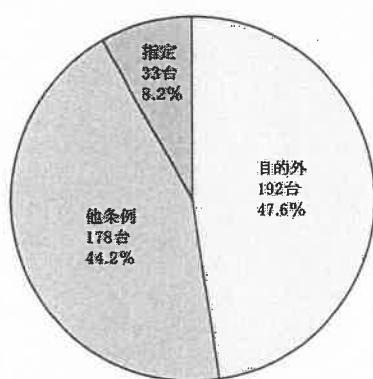
部局名	設置 施設数	根拠法令(台)			合計 (台)	構成比率 (%)
		目的外	他条例	指 定		
総務部	9	14			14	3.5
地域振興部	25	45			45	11.2
環境部	1	2			2	0.5
福祉部	11	18			18	4.5
健康管理部	3	4			4	1.0
農政部	4	3	63		66	16.4
観光商工部	26	42	74	13	129	32.0
都市整備部	14	31	41		72	17.9
佐土原総合支所	5	6			10	2.5
田野総合支所	3	1			8	2.2
高岡総合支所	3	2			6	1.5
清武総合支所	2	1			2	0.5
教育委員会	5	7			7	1.7
消防局	9	11			11	2.7
上下水道局	3	5			5	1.2
合 計	123	192	178	33	403	100.0

※目的外：宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可による設置

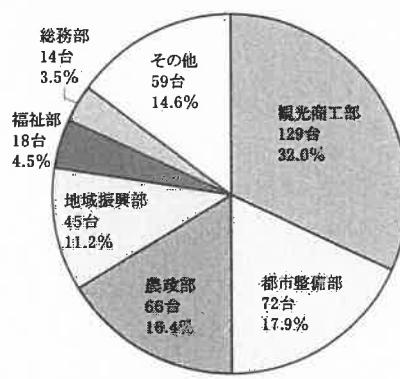
※他条例：宮崎市中央卸売市場業務条例による設置(農政部)

宮崎市都市公園条例による設置(観光商工部、都市整備部)

※指 定：指定管理業務に係る基本協定に基づく設置



設置許可根拠法令別設置状況



部局別設置状況

(2) 施設別設置状況

施設別の設置状況について、設置台数が多い施設は、公園施設が 111 台 (27.5%)、保養観光施設が 80 台 (19.9%)、宮崎中央卸売市場が 63 台 (15.6%)、集会施設が 43 台 (10.7%) の順となっており、4 施設で全体の 73.7% を占めている。

その他施設については、一番街第 1 自転車駐車場 (5 台)、宮崎みたま園 (2 台)、宮崎市葬祭センター (2 台) などである。

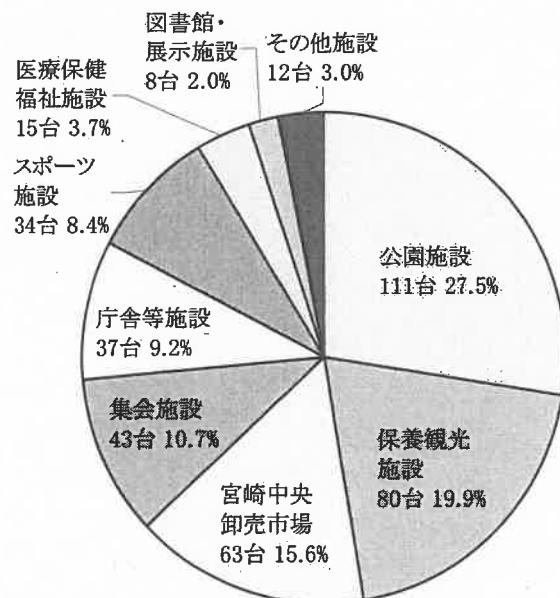
また、これらの施設で設置台数が多い施設は、公園施設では生目の杜運動公園が 32 台、清武総合運動公園が 28 台、保養観光施設では宮崎市フェニックス自然動物園が 31 台である。

平成30年3月31日現在

施設区分	設置施設数	台数(台)	構成比率(%)
公園施設	17	111	27.5
保養観光施設	13 (7)	80 (31)	19.9
宮崎中央卸売市場	1	63	15.6
集会施設	27 (1)	43 (2)	10.7
庁舎等施設	27	37	9.2
スポーツ施設	20	34	8.4
医療保健福祉施設	8	15	3.7
図書館・展示施設	4	8	2.0
その他施設	6	12	3.0
合 計	123 (8)	403 (33)	100.0

※施設区分については、資産経営課資料を参考に作成した。

※うち () 内は指定管理業務に係る基本協定に基づく設置台数



第6 監査資料

1 自動販売機の管理状況について

平成29年度に、行政財産の目的外使用許可等により設置された自動販売機370台（指定管理業務に係る基本協定に基づく設置33台を除く）の管理状況について、関係課に調査を行った。

（1）販売種類別設置状況

平成30年3月31日現在

販売種類	台数(台)	構成比率(%)
飲料水	366	98.9
アイス	4	1.1
合 計	370	100.0

販売種類別の設置状況について、飲料水が366台（98.9%）、アイスが4台（1.1%）となっていた。

（2）団体別設置状況

平成30年3月31日現在

設置団体	台数(台)	構成比率(%)
非営利団体	257	69.5
非営利団体以外	113	30.5
合 計	370	100.0

団体別の設置状況について、非営利団体による設置が257台（69.5%）、非営利団体以外による設置が113台（30.5%）となっていた。

（3）継続設置・新規設置別状況

平成30年3月31日現在

継続設置・新規設置の別	台数(台)	構成比率(%)
継続設置	347	93.8
新規設置	23	6.2
合 計	370	100.0

継続設置・新規設置別の状況について、平成28年度以前からの継続設置が347台（93.8%）、平成29年度の新規設置が23台（6.2%）となっていた。

（4）根拠法令別許可状況

平成30年3月31日現在

根拠法令	台数(台)	構成比率(%)
宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可	192	51.9
宮崎市都市公園条例に基づく使用許可	115	31.1
宮崎市中央卸売市場業務条例に基づく使用許可	63	17.0
合 計	370	100.0

設置に係る根拠法令別許可状況について、宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可が192台（51.9%）、宮崎市都市公園条例による使用許可が115台

(31.1%)、宮崎市中央卸売市場業務条例による使用許可が63台(17.0%)となっていた。

(5) 行政財産の目的外使用許可等の申請及び許可状況

① 許可申請に係る添付書類の提出状況

平成30年3月31日現在

添付書類の提出状況	台数(台)	構成比率(%)
提出されていた	369	99.7
提出されていなかった	1	0.3
合計	370	100.0

自動販売機設置に当たっては、申請の際、図面等添付書類の提出が必要である。

自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可等の申請に伴う添付書類の提出状況について、提出されていたものが369台(99.7%)で、1台(0.3%)については添付書類が提出されていなかった。

② 設置許可の専決状況

平成30年3月31日現在

設置許可根拠法令	専決者	台数(台)	構成比率(%)
宮崎市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可	部長	191	51.6
	課長	1	0.3
宮崎市中央卸売市場業務条例に基づく使用許可	市場長	63	17.0
	公園緑地課長	41	11.1
宮崎市都市公園条例に基づく使用許可	部長	74	20.0
合計		370	100.0

自動販売機設置許可に係る専決者は、宮崎市事務決裁規程において行政財産の目的外使用許可については部長、宮崎市中央卸売市場業務条例による許可については市場長、宮崎市都市公園条例による許可については公園緑地課所管のものは公園緑地課長、公園緑地課所管以外のものは部長とされている。

自動販売機設置許可に係る専決状況について、行政財産の目的外使用による許可で部長としていたものが191台(51.6%)、課長としていたものが1台(0.3%)、宮崎市中央卸売市場業務条例による許可で市場長としていたものが63台(17.0%)、宮崎市都市公園条例による許可で公園緑地課長としていたものが41台(11.1%)、部長としていたものが74台(20.0%)であった。

③ 使用許可書における許可条件の記載状況

平成30年3月31日現在

権利譲渡等の禁止	台数(台)	構成比率(%)
記載がある	370	100.0
記載がない	0	0.0
合計	370	100.0

損害賠償	台数(台)	構成比率(%)
記載がある	368	99.5
記載がない	2	0.5
合計	370	100.0

原状回復	台数(台)	構成比率(%)
記載がある	370	100.0
記載がない	0	0.0
合 計	370	100.0

光熱水費等の負担	台数(台)	構成比率(%)
記載がある	346	93.5
記載がない	24	6.5
合 計	370	100.0

行政財産の目的外使用許可をしたときは、宮崎市公有財産規則において許可書に権利譲渡等の禁止などの条件を付するものとするとしているが、今回の監査では、そのうち次の4項目について許可書に記載があるか調査した。

- ア 権利譲渡等の禁止
- イ 損害賠償
- ウ 原状回復
- エ 光熱水費等の負担

調査の結果、権利譲渡等の禁止及び原状回復については、全ての許可書に記載があったが、損害賠償について記載のないものが2台(0.5%)、電気料を徴収しているにもかかわらず、光熱水費等の負担について記載のないものが24台(6.5%)であった。

(6) 行政財産の目的外使用許可等に伴う使用料及び電気料の状況（平成29年度）

① 使用許可時の使用料の調定状況

ア 新規設置の使用料の調定状況

調定日	台数(台)	構成比率(%)
平成29年4月1日(年度当初から設置)	19	82.6
平成29年4月3日(年度当初から設置)	2	8.7
許可日より前(年度途中から設置)	2	8.7
合 計	23	100.0

行政財産の目的外使用許可等により自動販売機を新規に設置する場合、使用料の調定日は、宮崎市財務規則により年度当初から設置するものは4月1日、年度途中から設置するものは許可の日としている。

平成29年度に新規に設置された自動販売機23台の使用料の調定日について、年度当初から設置されたもので平成29年4月1日としていたものが19台(91.3%)、平成29年4月3日としていたものが2台(8.7%)で、年度途中から設置された2台(8.7%)については許可日より前の日としていた。

イ 繼続設置の使用料の調定状況

調定日	台数(台)	構成比率(%)
平成29年4月1日	106	37.3
平成29年4月3日	145	51.1
平成29年4月4日以降の日	33	11.6
合 計	284	100.0

年度をまたいで年間使用を継続させる自動販売機について、使用料の調定日は、宮崎市財務規則により使用年度の会計年度の4月1日となっている。

平成29年度に継続して設置された自動販売機347台のうち、宮崎市中央卸売市場業務条例により毎月使用料が納付されている63台を除く284台の使用料の調定日について、平成29年4月1日（土）としていたものが106台（37.3%）、平成29年4月3日（月）としていたものが145台（51.1%）、平成29年4月4日以降の日としていたものが33台（11.6%）であった。

② 使用料の納期限設定状況

ア 新規設置の使用料の納期限設定状況

納期限	台数(台)	構成比率(%)
使用を開始する日より後に設定	23	100.0
使用を開始する日までに設定	0	0.0
合 計	23	100.0

自動販売機を新規に設置する場合、使用料は宮崎市行政財産使用料条例により使用を開始する日までに徴収する。

平成29年度に新規に設置された自動販売機23台の使用料の納期限について、23台（100.0%）全てが使用を開始する日より後に設定されていた。

イ 継続設置の使用料の納期限設定状況

納期限	台数(台)	構成比率(%)
平成29年4月30日以前の日	15	5.3
平成29年5月1日	267	94.0
平成29年5月2日	2	0.7
合 計	284	100.0

年度をまたいで自動販売機の年間使用を継続させる場合、使用料の納期限は「自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について（伺い定め）」により、使用年度の会計年度の4月30日とされている。ただし、平成29年度は4月30日が日曜日のため、納期限は5月1日とすべきところである。

平成29年度に継続して設置された自動販売機347台のうち、宮崎市中央卸売市場業務条例により毎月使用料が納付されている63台を除く284台の使用料の納期限について、平成29年4月30日以前の日としていたものが15台（5.3%）、平成29年5月1日としていたものが267台（94.0%）、平成29年5月2日としていたものが2台（0.7%）であった。

③ 使用料の納付時期状況

納付時期	台数(台)	構成比率(%)
納期限までに納付	236	76.9
納期限から1か月以内に納付	64	20.8
納期限から2か月以内に納付	4	1.3
納期限から3か月以内に納付	3	1.0
合 計	307	100.0

使用料の納付時期について、宮崎市中央卸売市場業務条例により毎月使用料が納付されている 63 台を除く 307 台のうち、納期限までに納付されたものが 236 台 (76.9%)、納期限から 1 か月以内に納付されたものが 64 台 (20.8%)、納期限から 2 か月以内に納付されたものが 4 台 (1.3%)、納期限から 3 か月以内に納付されたものが 3 台 (1.0%) であった。なお、使用料の未納は発生していなかった。

④ 自動販売機設置に係る使用料状況

設置者	使用料(円)	構成比率(%)
非営利団体	2,343,620	19.9
非営利団体以外	1,525,344	—
当初使用料	7,891,804	—
計	9,417,148	80.1
合 計	11,760,768	100.0

売上額に係る使用料	台数(台)	構成比率(%)
1万円未満	13	8.9
1万円以上5万円未満	77	52.7
5万円以上10万円未満	37	25.3
10万円以上	19	13.0
合 計	146	100.0

行政財産の目的外使用許可等により設置された自動販売機の平成 29 年度の使用料は約 1,176 万円で、非営利団体が約 234 万円 (19.9%)、非営利団体以外が約 942 万円 (80.1%) であった。

そのうち、非営利団体以外が設置した自動販売機 146 台の平成 29 年度売上額に係る使用料について、1 万円未満が 13 台 (8.9%)、1 万円以上 5 万円未満が 77 台 (52.7%)、5 万円以上 10 万円未満が 37 台 (25.3%)、10 万円以上が 19 台 (13.0%) であった。

⑤ 売上額に係る使用料の調定状況

調定日	台数(台)	構成比率(%)
平成30年3月31日	90	64.3
平成30年3月30日	50	35.7
合 計	140	100.0

非営利団体以外が設置した自動販売機の使用料については、「自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について（伺い定め）」により、許可時の使用料に加え、使用期間終了後に使用期間に係る売上額に、飲料水の販売は 100 分の 10 (その他の物品の販売は 100 分の 5) を乗じて得た額が、許可時の使用料を上回る場合は、その差額を徴収することとしている。この場合の使用料の調定日は、宮崎市財務規則により使用年度の会計年度の 3 月 31 日とする。

非営利団体以外が設置した自動販売機 146 台のうち、差額の徴収がなかった 6 台を除く 140 台の平成 29 年度の売上額に係る使用料の調定日について、平成 30 年 3 月 31 日 (土) としていたものが 90 台 (64.3%)、平成 30 年 3 月 30 日 (金) としていたものが 50 台 (35.7%) であった。

⑥ 電気料の徴収状況

徴収方法	台数(台)	構成比率(%)
子メーター設置により算定し徴収	246	66.5
設置店舗の電気料として徴収	63	17.0
徴収していない	61	16.5
合 計	370	100.0

自動販売機設置により発生する電気料の徴収方法について、子メーター設置により電気料を算定し徴収しているものが 246 台 (66.5 %)、設置店舗の電気料として徴収しているものが 63 台 (17.0 %)、設置業者等が電力会社に直接支払っているため徴収していないものが 61 台 (16.5 %) であった。

⑦ 自動販売機の電気料徴収に係る調定頻度状況

調定頻度	台数(台)	構成比率(%)
毎月調定している	308	99.7
毎月調定していない	1	0.3
合 計	309	100.0

自動販売機設置により発生する電気料の徴収に係る調定頻度について、電気料を徴収している自動販売機 309 台のうち、毎月調定しているものが 308 台 (99.7 %) で、毎月調定していないものが 1 台 (0.3 %) であった。

(7) 付加機能付自動販売機設置状況

付加機能	台数(台)	構成比率(%)
災害時無償提供機能付	52	14.1
AED（自動体外式除細動器）付	1	0.3
災害時無償提供機能及びAED付	1	0.3
付加機能なし	235	63.5
付加機能有無不明	81	21.9
合 計	370	100.0

付加機能付自動販売機の設置状況について、災害時無償提供機能付が 52 台 (14.1 %)、AED（自動体外式除細動器）付が 1 台 (0.3 %)、災害時無償提供機能及び AED 付が 1 台 (0.3 %) の計 54 台で、付加機能なし 235 台 (63.5 %)、付加機能有無の不明のものが 81 台 (21.9 %) であった。

付加機能付自動販売機の設置台数が多い部局は、観光商工部が 13 台、都市整備部が 11 台、地域振興部及び消防局が 9 台であった。

(8) 自動販売機の設置申請方法状況

申請方法	台数(台)	構成比率(%)
申請によるもの	336	90.8
公募によるもの	34	9.2
合 計	370	100.0

自動販売機設置に係る申請方法について、申請によるものが 336 台 (90.8 %)、公募によるものが 34 台 (9.2 %) であった。

- 2 自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の実施状況について
自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る研修等の実施状況について、資産経営課に調査を行った。

(1) 研修等の実施状況について

財産等に関する説明会の実施状況（平成28年度～平成30年度）

実施年月日	内 容	実施課	参加人数
平成30年5月10日	公有財産取扱事務説明会	資産経営課	75
平成30年4月17日	平成30年度庶務担当者実務研修	人事課	119
平成29年4月18日	平成29年度庶務担当者実務研修	人事課	118
平成28年4月19日	平成28年度庶務担当者実務研修	人事課	116

※平成28年度庶務担当者実務研修は管財課として説明

自動販売機の行政財産目的外使用許可を含む、公有財産取扱事務説明会を、平成30年5月10日に全庁を対象に実施した。また、例年4月に実施される人事課主催の庶務担当者実務研修においても、公有財産について説明を行っている。

(2) 自動販売機の行政財産目的外使用許可に関する規則等の改正があった場合の職員への周知について

規則等改正に伴う周知状況（平成28年度～平成30年度）

通知日	文 書 名
平成31年 1月28日	道路占用料条例改正に伴う行政財産目的外使用許可及び普通財産貸付けの取扱いについて（通知）
平成30年12月25日	市有財産の使用申請に係る西暦表示の申し出について（通知）
平成30年 5月28日	普通財産貸付料算定基準の改正について（通知）
平成30年 5月15日	宮崎市随意契約による普通財産売払要綱の改正について（通知）
平成30年 5月10日	自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について（問い合わせ定め） ※平成30年3月28日に改正したため、平成30年5月10日の公有財産取扱事務説明会の際に周知した。
平成30年 1月24日	普通財産貸付の留意事項について（通知）
平成29年 9月11日	普通財産の貸付事務について（通知）

自動販売機設置に係る使用料の使用期間終了後における差額徴収の納期限について、使用期間終了の日から2ヵ月以内とするよう「自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について（問い合わせ定め）」を平成30年3月28日に改正したため、平成30年5月10日の公有財産取扱事務説明会の際に周知した。また、公有財産の取扱いの変更については、上記のとおり隨時周知している。

(3) 自動販売機の行政財産目的外使用許可に関する事務手続きについて各課から問い合わせがあった場合の問い合わせ内容の周知について

自動販売機の行政財産目的外使用許可を含む、公有財産取扱事務の内容が全庁に係る案件については、説明会で周知を行っている。ただし、個別事例の案件については周知を行っていない。

参考資料

- 1 地方自治法（抜粋）
- 2 地方自治法施行令（抜粋）
- 3 宮崎市公有財産規則（抜粋）
- 4 宮崎市行政財産使用料条例（抜粋）
- 5 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について
(平成 27 年 3 月 20 日伺定)
- 6 市長が特別の理由があると認めるときの行政財産使用料の納期限について
(平成 27 年 3 月 20 日伺定)
- 7 行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準
(平成 16 年 10 月 8 日伺定)
- 8 宮崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）
- 9 宮崎市都市公園条例（抜粋）
- 10 「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編集、(株)ぎょうせい）

地方自治法（抜粋）

（行政財産の管理及び処分）

- 第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3～6 省略
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合）

第169条の3 地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。

宮崎市公有財産規則（抜粋）

第2節 行政財産の目的外使用等

(使用許可の申請)

第24条 部長等は、行政財産の目的外の使用許可を受けようとする者に申請書を提出させなければならない。

(使用料の減免の申請)

第24条の2 部長等は、宮崎市行政財産使用料条例（平成13年条例第8号）第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者に申請書を提出させなければならない。

(使用の許可等)

第25条 行政財産の目的外の使用許可をしたときは、許可書を使用許可の申請をした者に交付しなければならない。この場合において、許可書には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用料は、市長の発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。
- (2) あらかじめ書面により市長の承認を得た場合のほか、使用許可を受けて使用する行政財産（以下「使用財産」という。）を転貸しないこと。
- (3) 使用許可を受けたことによる権利を譲渡しないこと。
- (4) あらかじめ書面により市長の承認を得た場合のほか、使用財産を許可書に明示した目的又は用途以外に使用しないこと。
- (5) あらかじめ書面により市長の承認を得た場合のほか、使用財産の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6) 許可条件に違反したことにより、市に損害を与えたときは、その損害につき賠償すること。
- (7) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき又は許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。
- (8) 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより、使用者に損失が生じる場合があっても、使用者はその補償を要求することができないこと。
- (9) その他必要と認める事項

2 行政財産の目的外の使用許可をしないものと決定したときは、使用許可の申請をした者に対し速やかにその旨通知するものとする。

(使用許可の期間)

第26条 行政財産の使用許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、更新することができる。この場合において、使用許可の期間は、更新のときから1年を超えることができない。

(行政財産使用許可台帳)

第27条 課等の長は、行政財産の使用許可に関し、その現状を明らかにするため行政財産使用許可台帳を作成し保管しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の制限をすることができる。

- (1) 許可条件に違反したとき。
- (2) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 法令に違反する行為をしたとき。

(原状回復)

第29条 使用者は、使用許可の期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、当該行政財産を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政財産の貸付け及び私権の設定)

第29条の2 行政財産は、法第238条の4第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、これを貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 次節の規定は、前項の規定により、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

宮崎市行政財産使用料条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により徴収する行政財産の使用料（以下「使用料」という。）に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（使用料の額）

第2条 使用料の額は、別表第1に定める額とする。

2 使用の目的が次の各号に掲げるものである場合における使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 宮崎市道路占用料条例（昭和35年条例第3号）別表占用物件の欄に掲げる物件を設置する目的 同条例の例による額

(2) 自動販売機を設置する目的 別表第2に定める額

3 前2項に規定する算定方法によりがたい使用料については、市長が別に定める。

4 電気料、水道料、ガス料、火災保険料その他市が支出する経費がある場合における使用料の額は、前3項の規定により算定した額に、当該経費を加算した額とする。

（使用料の算定）

第3条 前条の使用料の算定については、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 前条及び前号の規定により算定した使用料の総額が100円に満たないときの使用料の額は、100円とする。

（使用料の徴収）

第4条 使用料は、使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までに徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に指定する期日までに納付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第2号、第3項及び第4項に規定する使用料は、市長が別に定める方法により徴収することができる。

（使用料の減免）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2) 災害により使用することができないとき。

(3) 災害時その他緊急の場合において臨時に使用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の不還付）

第6条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1（第2条関係）

区分	使用料（年額）
土地	(1) 固定資産評価員の評価した当該土地の価格に100分の5を乗じて得た額 (2) 土地の一部を使用させる場合には、前号の規定により算定した額に当該土地の面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
建物	(1) 建物及びその敷地について、イ及びロにより算定した額を合計して得た額に100分の108を乗じて得た額 イ 固定資産評価員の評価した当該建物の価格に100分の7を乗じて得た額 ロ 当該建物の建築面積に相当する面積の土地の使用料の額 (2) 建物の一部を使用させる場合には、前号の規定により算定した額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
備考	
1 土地の使用の期間が1月に満たないときの使用料の額は、当該土地の使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。	
2 使用の期間が1年に満たないときの使用料の額は、月割又は日割により算定する。	

別表第2（第2条関係）

区分	使用料
非営利団体が設置する場合	市街化区域内に設置する場合 土地 1台につき 年額 9,000円
	建物 1台につき 年額 18,000円
	市街化区域以外の区域内に設置する場合 土地 1台につき 年額 4,500円
	建物 1台につき 年額 9,000円
非営利団体以外が設置する場合	飲料水の販売 使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売 使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額

備考

- 「非営利団体」とは、営利を目的としない団体をいう。
- 「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。
- 非営利団体が設置する場合において、設置面積が0.8平方メートルを超えるときの使用料の額は、当該超過面積0.1平方メートル（0.1平方メートル未満は、0.1平方メートルとみなす。）につき、この表に掲げる額の100分の10を加算した額とする。
- 非営利団体以外が設置する場合において、この表の規定により算定した額が非営利団体が設置する場合の額に満たないときの使用料の額は、非営利団体が設置する場合の額に相当する額とする。
- 非営利団体が設置する場合及び備考4に該当する場合において、使用の期間が1年に満たないときの使用料の額は、月割又は日割により算定する。

自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について(伺い定め)

平成27年 3月20日伺定
平成30年 3月28日改正

宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項第2号に規定する自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の徴収について、使用料徴収方法を、同条例第4条第2項に基づき、以下のとおり定める。

1 非営利団体が設置する場合

使用を開始する日までに、申請者が非営利団体である場合の使用料に相当する額を徴収する。

2 非営利団体以外が設置する場合

(1) 飲料水の場合

使用を開始する日までに、申請者が非営利団体である場合の使用料に相当する額を徴収する。

使用期間終了後に、使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額が使用許可の際に徴収した額を上回る場合は、その差額を徴収する

(2) 飲料水以外の物品の販売の場合

使用を開始する日までに、申請者が非営利団体である場合の使用料に相当する額を徴収する。

使用期間終了後に、使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額が使用許可の際に徴収した額を上回る場合は、その差額を徴収する

※ 差額を徴収する場合の納期限は使用期間終了の日から2ヶ月以内とする。

※ 年度をまたいで年間使用を継続させる場合、使用期間開始時に徴収する使用料の納期限は、使用年度の会計年度の4月30日とする。ただし、指定すべき日が休日等（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月31日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日（当該日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。）とする。

附 則

この伺い定めは、平成27年4月1日から施行する。

この伺い定めは、平成30年4月1日から施行する。

市長が特別の理由があると認めるときの行政財産使用料の納期限について(伺い定め)

平成27年3月20日伺定

宮崎市行政財産使用料条例第4条第1項但し書きに基づき、市長が特別の理由があると認めるときの行政財産使用料の徴収について、以下のとおり定める。

年度をまたいで年間使用を継続させる場合、その使用料の納期限は、使用年度の会計年度の4月30日とする。

ただし、指定すべき日が休日等（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律、（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月31日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日（当該日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。）とする。

附 則

この伺い定めは、平成27年4月1日から施行する。

行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準

平成16年10月8日 伺定

平成26年1月30日 改正

平成30年3月28日 改正

1) 光熱水費徴収の取扱根拠

・宮崎市行政財産使用料条例 第2条第4項及び第4条

2) 光熱水費の算出方法

①電気使用料金

電気使用料金については、子メーターを設置し実費徴収とする。なお、子メーター設置が困難な場合は以下の算式で徴収する。また、時間を限定して利用する場合は負担の調整を行う。

$$\text{月額電気使用料 (円)} \times \frac{\text{使用面積 (m}^2\text{)}}{\text{(基本料金を除く)}} (\times \text{ 調整率}) = \text{徴収金額 (円)}$$

延床面積 (m²)

※但し、タバコ自動販売機にあっては、機械の定格消費電力から算出した電気料とすることができる。なお、必要な場合は、負担の調整を行うことができる。

②上下水道及びガス使用料金

イ) 給排水設備及びガス設備が設置されている場合

使用許可範囲内に給排水設備の設置があれば子メーターを設置し従量料金を実費徴収する。

ロ) 給排水設備及びガス設備が設置されていない場合

市庁舎は不特定多数の市民が利用し、その使用した水使用量の算定ができないため徴収しない。

3) 光熱水費の減免は以下によるものとする。

①申請者が宮崎市行政財産使用料条例第5条第1項乃至第3号に該当するもの以外で、次の3項目に該当する場合。

イ) 公共性がある。

ロ) 市と一体となって事業推進に取り組んでいる。

ハ) 自己財産がない

②宮崎市政記者クラブ

市政の広報活動の一助を担っているため

4) 請求月について

宮崎市が料金を支払う月を請求月とする。

5) 上記の算定方法によりがたい場合は、市長がその都度定める。

宮崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第4章 市場施設の使用

（施設の使用指定）

第64条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるとときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 市長は、第1項の指定又は前項の許可を受けようとする者（その者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員）が暴力団関係者であるときは、その指定又は許可をしないものとする。
- 4 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。
- 5 前項の保証金の額は、第70条第1項の規定により納付すべき使用料の月額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。
- 6 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第4項の保証金について準用する。

（使用料等）

第70条 第64条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に掲げる金額の範囲内において規則で定める。
- 3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、市場使用者の負担とする。

別表第4（第70条関係）

種 別		金 額		
自動販売機設置区域使用料	非営利団体が設置する場合	土地	1台につき	月額 375円
		建物	1台につき	月額 750円
非営利団体以外が設置する場合	飲料水の販売	使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額		
	その他の物品の販売	使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額		

備考

- 1 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び自動販売機設置区域使用料以外の使用料については、この表に定める使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 2 「非営利団体」とは、営利を目的としない団体をいう。

- 3 非営利団体が自動販売機を設置する場合において、設置区域の面積が0.8平方メートルを超えるときの使用料の額は、当該超過面積0.1平方メートル（0.1平方メートル未満は、0.1平方メートルとみなす。）につき、この表に掲げる額の100分の10を加算した額とする。
- 4 非営利団体以外が自動販売機を設置する場合において、この表の規定により算定した額が非営利団体が設置する場合の額に満たないときの使用料の額は、非営利団体が設置する場合の額に相当する額とする。
- 5 計算して得た使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

宮崎市都市公園条例（抜粋）

（使用料）

第12条 別表第6に掲げる有料公園施設の使用の許可を受けた者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第7に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、公益上必要があるとき、又は特別の事情があると認めるときは、前2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、第1項の使用料については、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 雨天その他使用者の責めに帰すことのできない理由によって使用できなかったとき。

(2) 使用の日の15日前までに使用の取消しの申出があったとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の徴収）

第13条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設（宮崎市生目の杜運動公園の駐車場を除く。）の使用に係る使用料は、許可の際徴収する。ただし、許可の期間が3月を超えるときは、次に掲げる区分により、初期の分は許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収することができる。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

2 前項の規定にかかわらず、有料公園施設の使用料は、使用者が宮崎市公共施設予約案内システム（当該施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときは、使用の後に徴収することができる。

別表第7（第12条関係）

使用の種類	使用料		
1 都市公園内の行為	露天商	1平方メートルにつき	日額 10円
	写真業（阿波岐原森林公園の国際海浜エントランスプラザの区域において行うものを除く。）	1台につき	月額 100円
	写真業（阿波岐原森林公園の国際海浜エントランスプラザの区域において行うものに限る。）	1台につき	月額 1,030円
2 公園施設の設置	興行	10平方メートルにつき	日額 10円
	売店	1平方メートルにつき	月額 100円
	飲食店	1平方メートルにつき	月額 100円
	自動販売機	宮崎市行政財産使用料条例（平成13年条例第8号。以下「使用料条例」という。）の例による額	使用料条例の規定（土地の使用料に係る部分に限る。）の例による額
	屋根付広場		

3 公園施設の管理	阿波岐原森林公園（フローランテ宮崎の区域に限る。）の飲食店及び売店	1 平方メートルにつき	月額	515円
	阿波岐原森林公園（市民の森の区域に限る。）の売店	1 平方メートルにつき	月額	390円
	宮崎市久峰総合公園の飲食店及び売店	1 平方メートルにつき	月額	390円
	宮崎市天ヶ城公園の飲食店及び売店	1 平方メートルにつき	月額	126円
4 都市公園の占用	法第7条第6号及び第7号に定めるもの 宮崎市道路占用料条例（昭和35年条例第3号）別表占用物件の欄に掲げる物件	1 平方メートルにつき	月額	200円 同条例の例による額

備考

- 1 使用料の額が月を単位として定められている場合（自動販売機を設置する場合及び宮崎市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げる物件により占用する場合を除く。）において、使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 2の項（自動販売機を除く。）及び4の項（宮崎市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げる物件を除く。）の場合において、使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 3 備考1又は備考2の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 使用料の総額が100円に満たないときの使用料の額は、100円とする。

地方財務実務提要

行政財産に広告灯を設置することの可否

問1 市が設置した建物（1階・2階公設市場、3階以上市営住宅）の屋上及び公設市場の側壁に広告灯を設置できるか。

- 2 できるとすれば、使用料、光熱費はどのようにして徴収するのか。
- 3 広告希望者を公募しなければならないか。

答1 本件建物は、公の施設と解され、財産上は行政財産として分類されます。したがって、それに広告灯を設置させることは、行政財産の目的外使用となりますので、当該行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用許可により設置することができます。

- 2 使用料については、自治法第228条の規定により条例で定めて徴収することとなりますが、光熱費については、使用許可の条件として実費徴収することとなるでしょう。なお、光熱費を使用料に含ましめることも考えられます。
- 3 行政財産の目的外使用は、使用申請のあった者に対する管理機関の裁量による許可处分に基づくものであり、私法上の貸付契約に基づくものではないので、公募による方法はとれないものと解されます。

